

学校法人大妻学院役員報酬等支給基準

令和2年4月1日 制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大妻学院（以下「この法人」という。）寄附行為第35条の3の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事長、学長及び常任理事をいう。
- (3) 職員理事とは、事務局長並びにこの法人の設置する学校の副学長、校長及びその他専任教職員のうち理事に選任された者をいう。
- (4) 非常勤理事とは、上記第2号及び第3号以外の理事をいう。
- (5) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。なお、この役員報酬等には、学校法人大妻学院教職員給与規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 報酬
- (2) 賞与
- (3) 退職慰労金
- (4) 日当

(報酬月額)

第4条 常勤の理事及び監事に対する報酬月額は、別表1で定めるところにより、理事会において決定する。

- 2 学長と理事長を兼務する場合には、理事長報酬のみを支給する。
- 3 常勤の理事がこの法人の他の職員を兼務する場合は、兼務する職務での役職手当を含む給与総支給額と本規程による支給額を比較し、いずれか大きい額を報酬として支給する。
- 4 職員理事の報酬は、月額45,000円とする。
- 5 非常勤理事の報酬は、月額60,000円とする。
- 6 非常勤監事の報酬は、月額100,000円とする。

(賞与)

第5条 役員に対する賞与の額は、別表2のとおりとする。

- 2 賞与はこの法人の財政状態により、理事会の議決を経て変更することがある。

(役員退職慰労金)

第6条 満1年以上在任した役員に対して、別表3のとおり、報酬月額に在任年数に応じた支給率を乗じて得た額を退職慰労金として支給する。

- 2 役員が死亡により退任した場合の退職慰労金は遺族に支給する。
- 3 退任の事由が次の各号の一に該当するときは、当該各号に規定する範囲内において退職慰労金に特別慰労金を加えて支給する。

- (1) 在任中死亡したときは、第1項の規定により算出した額の5割以内
- (2) その他特別の事由の認められたときは、理事会において決定する額

- 4 在任期間の算定は、就任の日から退任又は死亡の日を以て終るものとし、6カ月と1日以上の端数はこれを引き上げて1年とする。

(功労金の支給)

第7条 在任中特に顕著な功績があったと認められたときは、功労金を支給する。

- 2 功労金の額は、その都度理事会においてこれを定める。

(日当)

第8条 非常勤の理事及び監事が、その職務を執行するために勤務した時並びに学内の各種委員及び各種調査委員を委嘱され、その職務により勤務した時は、以下のとおり日当を支給する。

- (1) 理事会等への出席 5,000円
- (2) 役員としての職務執行のため勤務した時 5,000円
- (3) 文部科学省その他関係団体の研修等に参加したとき 10,000円
- (4) 学内の各種委員会への出席 10,000円
- (5) 学内の各種調査委員会への出席及び調査 30,000円

- 2 役員の出勤状況は秘書室が管理し、日当その他費用の請求手続きは秘書室がおこなう。

(報酬等の支給方法)

第9条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月21日 ただし、教職員の俸給は通常月額により、当月1日から末日までの分を毎月21日に支給する。ただし、支給日が休日又は金融機関の休業日に当たるときはその前日とする。
- (2) 賞与 毎年6月及び12月の理事会で定めた日に支給
- (3) 退職慰労金 任期満了、辞任又は死亡により退職した後20日以内
- (4) 日当 年度末にまとめて支給

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 3 報酬等は、法令に定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった積立金等を控除して支給する。

(費用)

第10条 役員が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して旅費を支給する。旅費の額は、別表4のとおりとする。

(報酬等の日割り計算)

第11条 新任役員の俸給は、発令の日から支給し、月の途中で就任した場合はその日から日割りで算出した額を支給する。

- 2 役員が退職又は死亡した場合は、原則として当月分俸給の全額を支給する。

(端数の処理)

第12条 報酬等の最終計算額に100円未満の端数が生じたときは、100円に切り上げるものとする。

(公表)

第13条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第15条 本規程の改廃については、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、学校法人大妻学院役員等の報酬及び退職金規程（平成3年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（令和5年3月27日理事会）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 常勤の役員の月額報酬（第4条関係）

役職名	月額報酬
理事長	1,141,000円
学長	1,107,000円
常任理事	1,035,000円
常勤監事	500,000円

別表2 役員に対する賞与の額（第5条関係）

区分	賞与の額
6月賞与	報酬月額2.5ヶ月分
12月賞与	報酬月額3.0ヶ月分

別表3 退職慰労金支給率（第6条関係）

在任年数	支給率	在任年数	支給率
1年	1.0月分	11年	11.35月分
2年	2.0月分	12年	12.70月分
3年	3.0月分	13年	14.05月分
4年	4.0月分	14年	15.40月分
5年	5.0月分	15年	16.75月分
6年	6.0月分	16年	18.25月分
7年	7.0月分	17年	19.75月分
8年	8.0月分	18年	21.25月分
9年	9.0月分	19年	22.75月分
10年	10.0月分	20年以上	24.25月分

別表4 交通費及び宿泊料（第10条関係）

旅費等	限度額
交通費 (実費)	新幹線、特急電車（グリーン車相当） 国内国外航空券（プレミアムエコノミークラス相当※） タクシー運賃（必要な場合）
宿泊料	実費
日当	支給なし

※ 理事長及び学長は、ビジネスクラス相当とする。